令和７年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況
（地方自治法第199条第14項）

１　建設部

課名	指摘事項	措置状況
建設総務課	・本工事においては、事前準備が不十分な状態で発注されている。今後は調整すべき内容を十分に確認し、事前準備が整った上での事業着手にあたられたい。	・発注前の事前準備にかかる内容を含めた内部研修を10月頃に実施することとし、事業実施に向けた基本的な事項の整理や発注者としての説明責任の認識について、再確認と意識向上を図る予定である。
	・本工事では、当初の契約を継続し、変更契約において主たる施工場所を別河川へ変更し工事を実施した。こうした方法が適切であったか疑問である。主たる施工場所を変更する等の重要な変更が生じた場合の取扱いについて、ルールを整理されたい。	・令和７年７月17日に登米市建設技術調整委員会ワーキンググループ会議を開催し、本件に係る情報共有と施工場所の変更などを含めた、重要な変更の取扱いについて新たなルール作りの検討を進めている。今後については、ワーキンググループにて素案を作成し、８月中を目途に取りまとめを行い登米市建設技術調整委員会に上程、素案をもとに審議することとし、運用については、10月１日からの開始を予定している。
	・契約変更に至るプロセスを明確にし、公平性及び透明性を確保する観点からも設計変更審査会が、しっかりと機能するよう、審査会への付議案件の基準の見直しを含め、審査会の在り方について検討し適切な契約事務にあたられたい。	・登米市建設技術調整委員会において、重要な変更同様に設計変更事務取扱要領の見直し、設計変更審査会の審議基準や構成員を含め在り方について検討を行い、公平性・透明性を確保しつつ、適切な変更契約事務に取り組むこととしている。